

受動喫煙防止対策について

1 「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」の一部改正について

「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」(以下、「条例」という。)では、その附則に基づき、平成28年度に見直し検討を行った結果、受動喫煙対策の法制化の動向を見極めたうえで、法律と条例の内容に整合性が問われるような事項がでてくれば、条例の趣旨を堅持しつつ、条例改正も含めて検討することで一致したところである。(参考資料2)

改正健康増進法(以下、「法」という。)が令和2年4月から、全面施行されることから、県民意識・施設調査の結果及びたばこ対策推進検討会の議論を踏まえ、条例の一部改正を行う。

(1) これまでの経緯

- 平成30年7月 「健康増進法の一部を改正する法律」の改正(7/25公布)
第1回神奈川県たばこ対策推進検討会の開催(7/27)
- 9月 県民意識調査・施設調査の実施
- 平成31年2月 県民意識・施設調査結果速報
- 3月 条例の一部改正(3/22公布)
第2回神奈川県たばこ対策推進検討会の開催(3/26)

(2) 受動喫煙防止に関する県民意識調査・施設調査の実施

ア 調査の概要

| | 県民意識調査 | 施設調査 |
|--------------|----------------------|----------------------|
| 調査対象 | 県内在住の満20歳以上の男女5,000人 | 県内に所在する条例対象施設5,000施設 |
| 調査期間 | 平成30年9月11日～9月25日 | |
| 有効回答数(有効回収率) | 2,563(51.3%) | 2,434(48.7%) |

イ 主な調査結果

- 受動喫煙防止対策について県に期待すること(複数回答可)

| 県民意識調査 | 施設調査 |
|--------------------------------|--------------------------------|
| 喫煙者へのマナー向上のための普及啓発(60.3%) | 喫煙者へのマナー向上のための普及啓発(60.5%) |
| 未成年者への喫煙防止教育(51.9%) | 受動喫煙による健康への悪影響についての普及啓発(43.6%) |
| 受動喫煙による健康への悪影響についての普及啓発(50.2%) | 未成年者への喫煙防止教育(34.3%) |

| | |
|------------------|----------------------|
| 規制強化 (29.4%) | 卒煙 (禁煙) サポート (23.4%) |
| 条例の着実な運用 (28.7%) | 条例の着実な運用 (20.2%) |

(3) 第2回神奈川県たばこ対策推進検討会 (3/26) における主な意見

- ・ 条例の規制のうち法を上回る規制は残すべき
- ・ 加熱式たばこは現行どおりの取り扱いとすべき
- ・ 子どもを守る視点が必要

(4) 条例改正の考え方

ア 概要

令和2年4月1日付けで、多数の者が利用する全ての施設を対象として法が全面施行されることから、条例の一部改正を行う。

イ 内容

- ・ 法が上回る規制については、条例の規定を削除する。
- ・ 条例が上回る規制については、条例の規定を残す。

(ア) 法が上回る主な規制… 資料3-2

- ・ 学校、病院、児童福祉施設、行政機関等（法の第一種施設）は、原則敷地内禁煙
- ・ ゲームセンター、カラオケボックス、飲食店等（法の第二種施設）は、原則屋内禁煙
- ・ 新規の飲食店は面積に関わらず原則屋内禁煙

(イ) 条例が上回る主な規制… 資料3-3、3-4、3-5

- ・ 「禁煙」の表示義務
- ・ 未成年者の喫煙区域等への立入規制に対する罰則適用
- ・ 物販店、映画館、ボーリング場等（条例の第一種施設の一部）は禁煙

(5) 施行期日

令和2年4月1日とする。（法の全面施行日に合わせる）

(6) 今後のスケジュール（予定）

令和元年 9月 第3回定例会に条例改正議案を提出

令和2年 4月 改正条例の施行・改正健康増進法の全面施行